

20 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 職員被服類貸与規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 18 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、本協議会の職員に対する被服類の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(被服類の貸与)

第2条 常勤の職員の職務執行上必要な被服類を予算の範囲内で貸与する。

(被服類の貸与者等)

第3条 被服類の貸与を受ける者(以下「被貸与者」という。)並びに貸与する被服類(以下「貸与品」という。)の種類、数量及び貸与期間は、別表に定めるところによる。

(貸与期間の計算)

第4条 貸与期間の計算は、月数によるものとし、貸与された日の属する月から計算する。

(被貸与者の義務)

第5条 被貸与者は、貸与の目的に従い、勤務中常に職務の執行上必要な貸与品を使用しなければならない。

2 被貸与者は、貸与品を常に清潔に保ち、十分な注意をもって使用又は保管しなければならないものとし、売却、譲渡その他処分をしてはならない。

3 貸与品の補修、洗たくその他の保存上必要な処置は、被貸与者の負担において行わなければならない。

(貸与品の再貸与)

第6条 被貸与者がやむを得ない理由により貸与品をき損又は亡失したときは、これを再貸与することができる。

(貸与品の弁償)

第7条 被貸与者は、故意又は重大な過失により貸与品をき損又は亡失したときは、これを弁償しなければならない。

2 前項の場合における弁償額は、その代替品の価額を限度として、実状に応じて定める。

(き損又は亡失の届出)

第8条 被貸与者は、貸与品をき損又は亡失したときは、直ちにその旨及び理由を文書により事務局長に届け出なければならない。

(貸与品の返納)

第9条 被貸与者は、次の各号の一に該当するときは、貸与品を清潔にし、補修したうえで直ちに返納しなければならない。ただし、公務による傷病のため退職又は死亡したときは、この限りでない。

(1) 貸与品の貸与期間が満了したとき

- (2) 退職したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 休職したとき

2 事務局長は、貸与期間が満了した貸与品で、これについて不用の決定をしたものについては、前項の規定にかかわらず、常務理事と協議して、当該貸与品を返納させないで廃棄することができる。

(被服類貸与簿)

第10条 事務局長は、貸与品の適正な管理を行うため、別記様式による被服類貸与簿を備え、返納等の状況を記録し、その経過を明らかにしなければならない。

(その他必要な事項)

第11条 この規程に定めるもののほか、被服類の貸与について必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成17年3月1日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

被貸与者	貸与品の種類	数 量	貸 与 期 間	備 考
事務職員	作業服 (上・下)	1 着	別に定める期間	

備 考

- 1 被貸与者の職務の性質上、この表に定める貸与品によりがたいときは、貸与目的の範囲内で他の貸与品に替えることができる。
- 2 臨時の職員に貸与する貸与品の種類、数量及び貸与期間については、当該職員の職務の性質に応じ、この表に準じて別に定める。
- 3 新規に雇用された職員に貸与する貸与品の数量については、雇用初年度に限り、1着とあるのは、2着とすることができる。
- 4 介護職員等については、別に定める。